



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》“KSK(きちんと 節税 考える)してありますか？”28年版節税対策！

今年も残すところ2か月あまり。今こそ考えるべき個人の節税対策例や留意点についてご案内します。

1. 所得税

①未納分の社会保険料などの支払

国民年金や国民健康保険を個人で支払っている人で未納分がある人は年内に支払うことで所得控除を受けることができます。生計一の親族分も含まれます。

また、前払い分を控除することも可能(年金は15ヵ月分、健保は3ヵ月分)ですが、前納の支払期限は、年金が2月末、健保が9月末ですのでご注意ください。

②寄附金の支払、ふるさと納税

国や地方公共団体、社会福祉法人等に本年中に寄附を行うことで、その寄附金は本年分の所得金額の40%相当額まで控除することができます。地方公共団体への寄附(ふるさと納税)の場合、住民税の特別控除もあります。

③医療費の支払

12月末までに支払った医療費(生計を一にする配偶者やその他の親族の分も含み、保険金等補てん分除く)が控除の対象となりますので、年内の治療に関する未払分の支払いをご確認ください。

④特定支出控除

サラリーマンの必要経費枠が拡大しています。算出方法が緩和され、適用対象も弁護士等資格取得費、図書費、交際費、衣服費等まで拡大されました。従来全国で10人未満の利用に過ぎなかった制度が、ここ数年で急増したそうです。お勤めの方は検討されてはいかがでしょうか？

⑤国外財産調書制度

海外に5,000万円超の財産がある方は、確定申告の要否にかかわらず、国外財産調書の提出が必要となります。未提出等の場合、罰則もあるので要注意です。

2. 金融商品税制

①NISA

開設期間が平成35年までの非課税口座(NISA)。未開設、未活用の方は、年内に投資を検討されてはいかがでしょうか？今年から非課税限度枠は120万円に拡充され、未成年向け(限度80万円)も始まっています。

②上場株式、公社債の益出し、損出し

上場株式と非上場株式の損益の相殺は、今年(28年)から認められなくなっています。一方、非課税であっ

た公社債の売却損益は今年からは申告分離課税の対象となります。また、上場株式と国債等との損益の通算も可能になっています。

損益を通算できる範囲の今年からの変更を確認して、年内の含み損益の実現をご確認ください。

③個人型確定拠出年金(DC)

来年から対象者が拡大される個人型DC。拠出時は全額所得控除、運用時は非課税、受取時には退職所得扱い等税制メリットがありますので、ご確認ください。

3. 事業主の方向け

①経営セーフティ共済、小規模企業共済の加入・増額

個人事業主が、経営セーフティ共済や小規模企業共済を年末までに新規加入又は増額し、かつ支払えば、その支払った掛金が経費算入又は所得控除されます(前納の場合、最大で小規模共済84万円、セーフティ共済240万円まで)。個人事業主の方は是非ご確認ください。

②その他経費の先行支出

修繕、広告宣伝、少額資産の購入、短期前払費用、従業員への賞与支給等、いずれ支払う予定があるものは、年内に予定を前倒しで支出することで、経費化することをご確認ください。

4. 相続税・贈与税

①計画的な贈与

昨年から相続税は増税されましたが、贈与税については一部緩和されています。複数年でコツコツ贈与することは効果的な相続税対策となり得ます。時限措置である教育資金贈与制度等の活用もご確認ください。

②住宅取得等資金の贈与

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置は、今年は700(良質な住宅用家屋は1,200)万円に引下げられていますのでご注意ください。

5. 消費税

課税事業者や簡易課税の選択等の諸特例の適用を来年から受けるためには届出を年内に提出する必要がありますので、この時期にご確認ください。

まとめ

上記の対策には、確定申告や青色承認等の特別な要件の具備、契約書の準備等が必要であったり、長期的な計画に基づいてこそ有効なものもあります。実行に際しては税理士等の専門家(当事務所含め)にご相談されることをお勧めします！(担当:情報企画室)